

松嶋一海税理士事務所通信



題字 松嶋楠城

編集発行責任者 税理士 松嶋一海

〒160-0008 東京都新宿区三栄町16 松啓ビル201

TEL・FAX 03(3357)5010 / 携帯 090(4843)7518



謹賀新年

平成30年元旦



誌上ギャラリー

松嶋 楠城 なんじょう

昭12.5～平20.6 鳥取県生
元独立書人団理事・審査会員
元日本象書会 会長
元全日本書道教育連盟会長
元東洋大学、目白女子短大講師
元日本書道専門学校助教授
元和洋女子大学ソフトテニス部監督

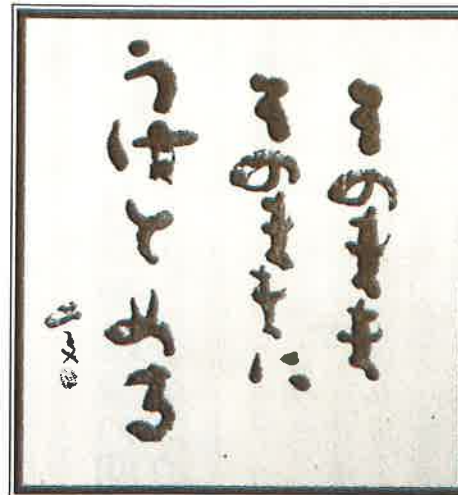
「てふてふひらひら山頭火」
松嶋楠城著(傑エピック社刊)より



P 69 48 「寒い雲がいそぐ」
(作評)

思うようにいかない時、周りのことが妙に気になる。自分を取り戻すには、少し時間がかかる。だからなんなのと問うのか、自分は自分だよと説くのか。太い線が葛藤を掻き立てる。

喜寿記念「あめ・つち」柴山抱海書展
於 鳥取大丸 5F 催場
平成29年5月10日(水)～15日(月)



柴山 抱海 ほいかい

昭16 鳥取県生・
在鳥取市青谷町
(公財)独立書人団 評議員
日本象書会 理事長
山陰書人社代表・
鳥取書道連盟会長
西安美術学院客員教授

「そのまま そのままに うけとめる」 54×57

(説明)

濃墨でひらがなの作品。「そのまま」が、落ち着け落ち着けと言いつつも、そして余白が作品を引き立て、見ているうちに、落ち着く。そして、それが、受け止めることだと分かる。

さきづけ・あとづけ 『力量・対応・同級』 Vol.XVI (seq.179) 平成30年1月 税理士、FP、企業支援AD 松嶋一海

- 新年にあたり「今年は、何をどうするか。」などと考えることも少なくなって来た。それは、これから更に頑張るという年齢でなくなったからかも知れませんが、幸いにも、日々の中で宿題が生じますので「今日は、何もしないでおう。」という訳にはいかないというのが、個人事業者の実情です。そのため、自分の力量からして「自分で出来る範囲で、仕事を続けられればいいな。」位のところを目標にしていきたいと思っております。
- ところで、新年早々から顧問先に役所の実地調査が予定されております。受ける側としては、整理できることばかりと整理して、誠実に対応していきたいと思っております。考えてみれば、世の中の事象のすべてに言えることかも知れませんが、事業経営においても同様で、経営者が予測できないことは、日常的に生じるものだとつくづく感じます。経営も経営者の希望に沿った形で運営が、すべてできるとは限りません。人材不足などで経営者の思いが叶わないこともしばしばです。実務では、いろいろな場面があるので、その事実関係をしっかりと把握して、きちんとした理解をしてもらえよう、努力をしていきたいと思っております。
- さて、1月になりますと、実は、税理士は、仕事の年間スケジュールからみると、もう、繁忙期に突入しております。12月の年末調整を皮切りに1月の法定調書提出は、個人の確定申告の序章でもあります。ご案内のとおり、法定調書に代表される給与所得の源泉徴収票の市区町村への提出は、電子送信が威力を発揮してくれるので、事務処理がうんと楽になりました。しかしながら、その一方で、毎月発生する法人の確定申告があり、とりわけ12月決算は多いので、仕事のやりくりをうまくしていかなければ回っていきません。他方、個人の顧問先の申告関係は、年一回ですので時間的に厳しいものがありますし、積み残し案件や新規案件もありますので、侮れません。気持ちは、早目に内容を精査して、イメージを作り、きちんと対応していかなければと思っておりますが、これがなかなかのもの。いつも遅ればせながら、やっとなんとかというところではあります。
- 昨年末の田舎の高校の同級会、昭和37年3月卒業の「東京37会」は、23名の参加となりました。幹事長の小谷君が頑張って、本年も、ガイドさん付きの都区内散策を計画してくれて、参加者は、浅草橋駅集合で古の街に思いを馳せることができました。平成28年11月に出来たばかりの下町の「すみだ北斎美術館」を観覧したり柳橋や両国界隈の街並みを散策しながら、江戸時代は、こうだったというガイドさんの説明と各人の予備知識が交錯して、それぞれが思い思いに理解をしているところが、また、これが如何にも同級会らしいなと思えました。昼食を兼ねての一次会は、倉吉からも、東京37会名誉会長の山林君、農工大名誉教授の山根君の参加があり、大いに盛り上がりました。亡くなった原田公子さんへの黙とうと今年体調を崩した平岩英正君が元気に参りますようにと祈りながら、太田 宏君から会計報告もされ、乾杯、懇親、ビンゴゲーム、「ふるさと」や「紅葉」などの歌、「高校三年生」では、出だしが違ってみんなで大笑いし、倉東の応援歌、校歌を歌い、今、こうして集まったことに感謝しながら、実に穏やかで、過激な冗談を言っても、皆、笑って許せる年になったと感じました。当方は、仕事の都合で二次会には、参加できませんでしたが、久しぶりの再会で四次会まで四回もいたようです。そして、安藤君から写真提供の依頼があり、当方が一次会で撮ったスナップ写真百数十枚と他の人からのものも合わせ、それをきちんと整理して、皆にメールしてくれました。倉吉の山田信勝幹事長へもメールが届けられたので、37会全員に転送され、東京の忘年会情報が駆け巡りました。
- また、東京の37会の忘年会の数日後、母校が6年ぶりにラグビーの県代表になった嬉しいニュースが、東京鴨水会福井一郎会長から入りました。倉東37会としては、倉吉の本部や大阪、名古屋とも連絡し、応援することになると聞きました。鳥取県のレベルからして、母校が得点を獲ってくれることと、結果はともかく、自分たちの力を精いっぱい発揮して頑張ってくれることを願いました。相手は奇しくも千葉県代表でした。
- さて、昨年の11月末近くに、第46回ベストドレッサー賞の受賞式の案内が日本メンズファッション協会八木原保理事長からありましたので伺いました。いろいろなジャンルの方のトークを聞きながら、専門分野の極め人のエッセンスを少しですが感じる事が出来ました。因みに受賞の方は、ワコールホールディングス社長の塚本能交、ギタリストの村治佳織、女優の波瑠、歌舞伎の尾上菊之助、元新体操の畠山愛理さんでした。皆様からの、何気ない頑張「ら行」メッセージを、お待ちしております。(Eメール tpkz.matsu@docomo.ne.jp)

法定調書

◆提出調書と支払内容◆

〔提出期限〕
平成30年
1月31日(水)

給与所得の源泉徴収事務の締めくくりである年末調整の手続きが終わった後、引き続き行わなければならないのが「法定調書」の作成・提出作業です。

法定調書とは、所得税法、相続税法、租税特別措置法、国外送金等調書法の規定により、(平成29年中に)一定の支払い等をした際に、その内容について所定の調書を作成し、所轄の税務署に提出するよう義務付けられているものです。

例えば、従業員に対して給与を支払った場合には「給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書)」、特定の者に報酬等を支払った場合には「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の提出が必要となります。

また、地代・家賃を支払ったり、不動産の買入代金を支払った場合のように源泉徴収の対象とされていないものについても「不動産の使用料等の支払調書」や「不動産等の譲受

けの対価の支払調書」の提出が必要

しかし、法定調書の作成・提出の手続きは提出義務者にとって相当の負担ともなります。そこで課税の公平性を害さない範囲内において、区分や支払金額により提出不要の限度を設けていたり、所轄税務署に提出する「給与所得の源泉徴収票」と市区町村に提出する「給与支払報告書」などは様式を統合するといった負担軽減措置が講じられています。

法定調書には多数多様な種類がありますが、ここでは一般的に会社が提出をしなければならない6種類の法定調書の支払内容についてまとめました。

それぞれの法定調書の金額による提出範囲や提出不要のもの、その他詳細につきましては、税務署より配布の平成29年分「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご参照下さい。

主な法定調書	支払の内容
給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書) ※給与支払報告書は市区町村に提出	俸給、給料、賃金、歳費、賞与、その他これらの性質を有する給与
退職所得の源泉徴収票・特別徴収票 ※特別徴収票は市区町村に提出	退職手当、一時恩給、その他これらの性質を有する給与
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	所得税法第204条第1項各号並びに所得税法第174条第10号及び租税特別措置法第41条の20に規定されている報酬、料金、契約金及び賞金 (外交員、集金人、電力量計の検針人、ホステス、コンパニオン等への報酬、料金等や広告宣伝のための賞金等)
不動産の使用料等の支払調書	不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の借受けの対価や不動産の上に存する権利の設定の対価
不動産等の譲受けの対価の支払調書	不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の対価
不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書	不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の売買又は貸付けのあっせん手数料

【源泉徴収事務・法定調書作成事務におけるマイナンバー制度の概要】

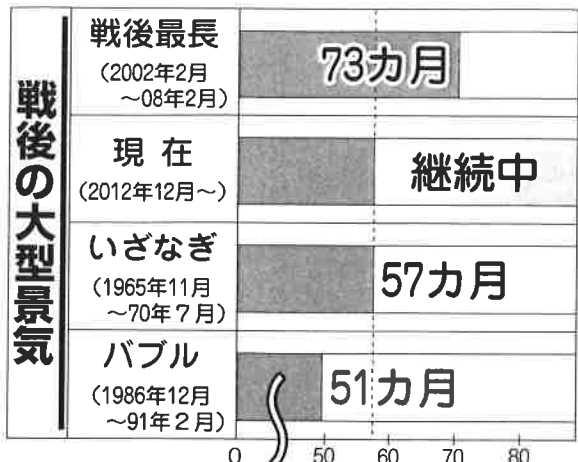
社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入により、法定調書の提出義務者(支払者等)は、平成28年1月1日以後の金銭等の支払等に係る法定調書に、原則として金銭等の支払を受ける方及び支払者等のマイナンバー又は法人番号を記載する必要があります。

2018年・新春展望 緩かな景気の拡大傾向続く 生産性向上と賃上げがカギ



日本経済は昨年、1960年代後半を中心とした「いざなぎ景気」を越える戦後2番目となる景気の拡大局面を迎えました。政府は「今後も持続的、緩やかな拡大傾向は続く」とみています。

内閣府によると、これまでの最長期間は2002年1月から2008年2月までの73ヶ月。これを抜くに



戦後の大型景気

は2019年1月まで拡張局面が続く必要がありますが、今のところ、国内要因で景気後退に陥るような材料は見当たらないとされます。海外景気の下振れや金融市場の大きな混乱といったショックがなければ、戦後最長景気の実現は十分可能です。

ただ、景気が上向き、労働需給が数十年ぶりの水準まで引き締まった

にも関わらず、賃金の上昇は勢いを欠き、個人消費も伸び悩み、景気拡大の実感乏しいのが現状といえます。

今の景気回復が始まったのは2012年12月。「大胆な金融緩和・財政出動・成長戦略」の「3本の矢」を掲げた、いわゆる「アベノミクス」のスタートと同時です。特に日銀による大規模な金融緩和が円安・株高をもたらした、企業の業績は改善しました。

経平均株価は2012年11月には1万円を割り込んでいましたが、2万円台を回復。20年ぶりの株高をうかがう水準です。日銀の統計を見ると株式や投資信託を保有している人は資産を着実に増やしているようです。

企業の経常利益は、2013年度から4年連続で過去最高を更新。企業の貯金も増えました。「内部留保」は、2012年度から5年連続で過去最高。2016年度に企業の蓄えは400兆円を超えました。(財務省・法人企業統計調査)

雇用は43年ぶりの状況に改善。有効求人倍率は、すべての都道府県で「1」を越えました。仕事を選ばなければ、全国どこでも就職先が見つけれられるという意味です。1963年に統計を取り始めて以来、初めての事です。

◆中間層の賃金底上げがカギ◆

数字を見れば、確かに景気の回復を示す指標が目立ちます。現在の景気拡大を支えているのは、円安による企業収益の改善が主な要因ですが、賃金上昇は抑制的で、家計には好景気の実感が乏しい状況といえます。

今後の景気の動向は、中間層の底上げがカギとなります。中間層の年収が下がると、消費は停滞せざるをえません。

日本経済は「分厚い中間層」が特徴で、消費を支える重要な層です。そこが弱くなってしまうと、将来への不安が高まり、住宅や車など大きな投資もしづらくなっています。

非正規で働く人が増えていることも懸念材料です。年功序列型の賃金カーブに乗れず、年を重ねても所得が伸びない人が増加しており、夫婦2人で非正規雇用という若い世代も増えています。

年金や医療など社会保障の保険料の負担も増加しているため、勤労者世帯の「可処分所得」が抑えられているというデータもあります。

このため、政府は企業の生産性向上とそれに伴う賃上げを後押しする考えを示しています。そのうえで、できるだけ景気回復の期間を長くし、その間にさまざまな政策パッケージを動員して、この20年間に染み付いた「物価も賃金も上がらない」というマインドをいかに変えていくかが重要といえます。

ふるさと納税 過度の返礼品競争が沈静化 ～起業支援等の新たな活用策も～

日本経済新聞社の調査によると、多くの自治体で平成29年度のふるさと納税の受け入れ額は減少すると予想していることが分かりました。これは、総務省が過度の返礼品競争を控えるよう要請したことで、自治体が返礼品の内容を見直したことが影響していると考えられています。地域活性化のために重要な役割を果たすふるさと納税制度。返礼品競争が一段落した現状と、これからの制度の展開とは？

受け入れ額減少の背景

調査は、日経新聞社が平成28年度の受け入れ額上位100自治体を対象にアンケートを実施(うち82自治体から回答)。ふるさと納税の平成29年度の受け入れ額の通期見通しを回答した75自治体の集計によると、平成28年度の合計を100とした場合の平成29年度の見通し額は79となり、上位自治体では受け入れ額が約2割ほど減少する見通しであることが分かりました。

受け入れ額減少の背景には、総務省の通知を受けての自治体の返礼品内容の見直しによる大きいと見られています。

ふるさと納税の返礼品は、当初は

地域の特産品が中心でしたが、その後、家電や商品券などにも拡大し、返礼品割合も競うようになりました。自治体の過熱する返礼品競争を緩和するため、平成29年4月、総務省は、金銭類似性が高いプリペイドカードや商品券、資産性が高い家電製品や宝飾品などを返礼品から除外、返礼品割合も寄付額の3割以下にするよう要請。返礼品の見直しを行う前の上半期は、駆け込み寄付で前年同期より増加した自治体が多く見られましたが、その後は反動減となり、通期では受け入れ額が減少すると予測する自治体が大半を占めました。

ただし、上位の自治体の受け入れ額は減少傾向にあるものの、ふるさと納税の受け入れ額全体としては増加基調との見方もあり、寄付先の自治体が分散する可能性があるとしています。

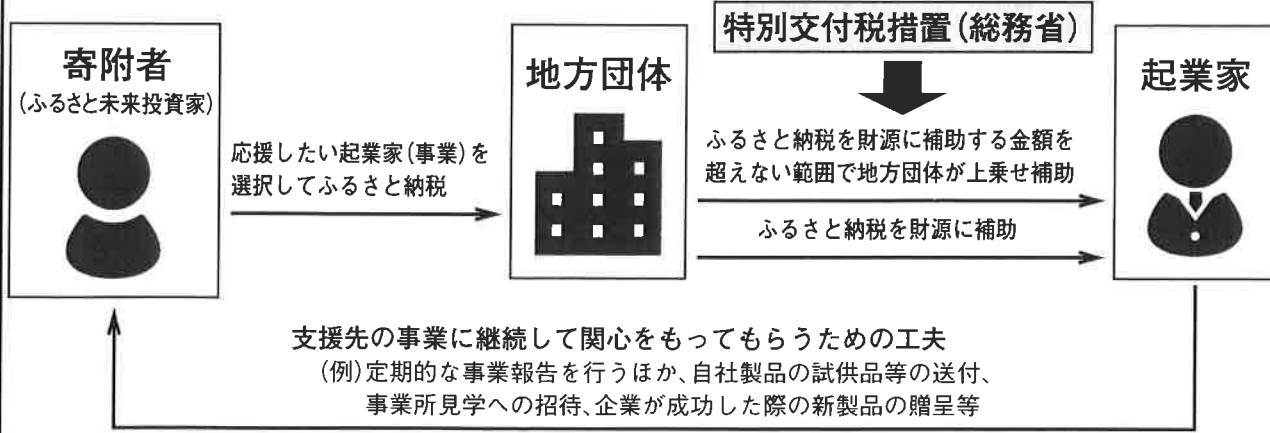
制度のさらなる活用策

総務省はこの度、ふるさと納税のさらなる活用として、ふるさと納税による寄付を「起業家支援」や「移住の促進」などに使う自治体へ特別交付税を配り、財政面で支援すると発表しました。寄付の使途をあらかじめ示し、賛同者を募った場合が条件で、平成30年4月からこの新しいプロジェクトがスタートする模様です。

起業家支援では、自治体は地域課題の解決につながる起業家を選定。

寄付を仲介するインターネットのサイト等を通じて呼びかけ、集まった資金から起業家へ補助。自治体が独自に補助額を上乗せする場合には、特別交付税で支援を行います。起業家には、寄付者に対して定期的な事業報告を行うほか、高額にならない範囲で試供品や新製品の送付、事業所見学への招待をするといった返礼をしてもらうとしています。この新プロジェクトにより、返礼品競争から、地域を活性化する本来の目的につながるのか注視されます。

【ふるさと起業家支援プロジェクト：イメージ図】



スタンディング会議の効用 時短・集中で労働生産性向上 ～健康増進のプラス効果も～

■会議の質を高める

近年、会議の新しい手法の一つとして話題となっている「スタンディング会議」。文字通り、立ちスタイルで会議を行う会議や打ち合わせのことで、会議時間を短くして労働生産性を高める狙いで導入する企業が増えています。

スタンディング会議のメリットは、会議の時間が短くなる、意思決定が早くなる、参加者同士の距離が近いため発言しやすくなり議論が活性化し、短時間で結論が出るように資料の事前準備に工夫が生まれるなど、様々な良い効果があり、結果として労働生産性の向上につながります。

時間ばかりかけて結論の出ない会議、考えているふりをして発言の少ない社員が多数いる会議などが多く見受けられる会社は、立ち机を設置して、スタンディング会議の手法を取り入れてみてはいかがでしょうか。

スタンディング会議 の様々なメリット

- 会議時間の短縮
- コミュニケーションの活性化
- 迅速な意思決定
- 参加者の集中力向上
- 健康増進

■座りっぱなしの悪影響

また、スタンディング会議には、健康増進にも効果があるようです。座りすぎの健康への悪影響について、ある調査によると、1日の座位時間が4時間未満の人に比べ、座位時間が11時間以上の人は総死亡率リスクが1.4倍に高まるという結果もあります。この理由として、人体の筋肉の中で約7割を占める脚の筋肉の運動量が減ると血液中の糖や中性脂肪の消費が低下し、それが積み重なれば、肥満や糖尿病、心疾患などあらゆる病気の引き金になると考えられています。言い換えれば、座りすぎを解消すれば、このような健康被害も予防できるといえます。「健康経営」の重要性も求められている昨今、スタンディング会議を取り入れる企業が今後ますます増えていくと予想されます。

日本のハンコ文化 経済成長の要因?

会社の書類、日常生活では書留の受け取りなど、色々な場面が必要となるのが「ハンコ」です。会社用・私用と何本ものハンコを持っている方も多いことでしょう。ハンコの歴史は古く、その起源は5000年以上前の古代メソポタミアの「円筒印章」まで遡るとされています。円筒印章とは、円筒形の石などの側面に絵や文字を刻んだものです。その昔、財産や品物などを入れた容器にふたをして紐をかけ、その結び目に貼り付けた粘土に円筒印章を転がして文様を刻む「封印」が行われていました。粘土は乾くと壊さない限りは中身を取り出せないため、品物などの所有者(送り主)を示す証、また、中身の保証をする目的として、現代とは少々違う目的で使われていたとされています。

その後ハンコ文化は、ヨーロッパへ、東方へはシルクロードを通りトルコやインド、そして中国で開花、日本へと伝わることになりました。

日本でハンコが広く一般的に使われるようになったのが明治時代です。明治時代に法律で公式の書類には実印を押すように定められ、また、個人の印は印鑑登録制度が導入されたことから、署名捺印という文化が定着するようになりました。現在、世界的には個人が署名するサイン文化が主流で、ハンコ文化、そしてその実効力が残っている国は(一部の国を除き)日本だけともいわれています。

また、興味深い話として、日本がこれほどまでに経済成長を遂げた一因は、ハンコ文化によって事務作業や承認作業がスムーズに運んだためという説があります。

近年、一部の行政や金融機関の現場では「ハンコ不要」の取り組みが出てきています。手間が省けて良いという声がある一方、ハンコの重さを感じながら捺印する機会が減るのは寂しいという意見もあります。

日本のハンコ文化は残っていくと思われませんが、古代メソポタミアから現代の使用目的へ変化したように、時代の変革期といえる今、ハンコをどのように使うのかは時代とともに変わっていく側面もあるでしょう。



持ち帰り残業の残業代

パソコンの普及により近年は持ち帰り残業がしやすい環境にあります。が、持ち帰り残業は残業代（深夜割り増しを含む）を払う義務があるのでしょうか。

労働時間とは、労働者が「使用者の指揮命令下」に置かれた時間のことをいいます。持ち帰り残業は、業務そのものであることに間違いはありませんが、使用者の指揮命令という関与がどの程度あるかによって労働時間にあたるか否かの判断がされることとなります。

持ち帰り残業を上司などが命じた場合には、使用者が直接関与していませんので、この場合には当然、労働時間があたります。これに対し、従業員が自分の判断で業務を持ち帰った場合には、使用者の関与はないため、労働時間にはあたらないと考えられます。

問題となるのは、使用者の明確な指示はないが、一定の期日がある業務について、自宅で作業をしないと納期に間に合わないことが明らかで

あるようなときに持ち帰り残業を行った場合です。

会社側が客観的に労働時間内に終わらない業務量を「明日までに仕上げる」となると期限を定めて要求することを「黙示の業務命令」といいます。残業をしないと終わらない業務量を与えられ、会社内での残業を禁止された場合、従業員は自宅など場所を変えて行うしかありません。

たとえ指示や強要がなくとも、持ち帰り残業をしなければ、その業務を完了することができないことが明らかに判断できる場合には「黙示の業務命令」とみなされ、残業代の支払いの必要性が高まります。

持ち帰り残業が労働時間にあたると思われる場合でも、実際に費やした労働時間を正確に把握するのは困難です。そのため、従業員が持ち帰った仕事の分量から業務にかかった時間を推定したり、従業員が申告した労働時間等を検討して、残業時間を把握するといいでしょう。

経済産業省の推計によれば、後継者問題による中小企業の廃業が増加すること、2025年頃までに約650万人の雇用が失われる可能性が示唆されています。政府・与党は2018年度の税制改革において、事業承継に関わる税制優遇措置を拡大する方針で、今後、集中的にこの問題に取り組み姿勢を見せています。

事業承継への考え方について、帝国データバンクがまとめた調査によると、「経営上の問題のひとつと認識している」企業が57.5%と半数を超え、「最優先の経営上の問題と認識している」(13.6%)と合わせると、約7割の企業が事業承継を経営上の問題として認識しています。

事業承継の計画の有無について、「計画はない」が29.1%で最も高い。次いで、「計画があり、進んでいる」(22.9%)、「計画はあるが、まだ進めていない」(21.3%)が続く。計画がある企業は合計44.2%となりました。「すでに事業承継を終えている」企業は14.2%。社長の年齢が上昇するにつれ、計画を進めている企業の割合

事業承継、中小企業の約7割が「経営上の問題」

は増加しますが、80歳以上では70代より減少しています。「計画はあるが、まだ進めていない」「計画はない」理由では、「まだ事業を譲る予定がない」が35.8%で最も高い。次いで「後継者が決まっていない」(35.2%)、「自社には不要(必要性を感じない)」(18.3%)、「事業の将来性に不安がある」(16.9%)が続きました。「すでに事業承継を終えている」企業の業績への影響では、翌年度に「プラスの影響があった」は26.0%だったものの、「影響はなかった」が55.9%で半数超に。5年後では、「プラスの影響があった」は30.8%に上昇した一方、「マイナスの影響があった」は4.9%に低下。事業承継を円滑に行うために必要なことでは、「現代表(社長)と後継候補者との意識の共有」が60.4%で最も高い(複数回答)。以下、「早期・計画的な事業承継の準備」(46.3%)、「経営状況・課題を正しく認識」(45.7%)、「早めの後継者を決定」(42.7%)が4割台で続きました。



中小企業庁 ◆ 軽減税率対策補助金の期限延長

2019年9月30日まで

先般、中小企業庁は、消費税の軽減税率に備えてレジなどを改修する中小企業・小規模事業者向け「軽減税率対策補助金」について、その申請期限を2019年9月30日まで延長することを決定しました。

軽減税率制度は、消費税率10%への引き上げ時期に合わせ、2019年10月1日から実施されることとなっています。

軽減税率対策補助金制度については、2016年3月29日からスタートし、従前は、2018年1月31日までに導入または改修が完了したものが対象となっていました。消費増税延期などで政策の先行き不透明感が生じ、中小企業者等の対応が遅れていることから、同補助制度の期限が軽減税率導入の前日まで1年8カ月延長されることになりました。

補助金の申請類型には、大きく分けて「複数税率対応レジの導入等支援」(A型)と「受発注システムの改修等支援」(B型)があります。

A型のレジの導入の場合、基本の補助率は3分の2(1台のみ導入かつ導入費用3万円未満の機器については補助率が4分の3、タブレット等の汎用端末の補助率は2分の1)で、補助額は1台あたり20万円が上限、複数台のときは200万円が上限となっています。

一方、B型の受発注システムの場合、小売事業者等の発注システムの補助金上限額は1000万円、卸売事業者等の受注システムの補助金上限額は1500万円、両方の改修・入替が必要な場合の上限は1000万円となります。補助率は、改修・入替費用の3分の2で、電子受発注データのフォーマットやコード等の複数税率対応に伴う改修や、現在利用している電子的受発注システムから複数税率対応したシステムへの入替などが補助対象となっています。詳しくは、軽減税率対策補助金事務局および中小企業庁ホームページをご参照下さい。

1月の税務と労務

一 税 務

- ★給与所得者の扶養控除等申告書の提出
 - (1)提出期限…本年最初の給与支払日の前日
 - (2)提出先…給与の支払者(所轄税務署長)
- ★支払調書の提出 提出期限…1月31日
- ★源泉徴収票の交付
 - (1)交付期限…1月31日
 - (2)交付先…①所轄税務署長 ②受給者
- ★固定資産税の償却資産に関する申告 申告期限…1月31日
- ★個人の道府県民及び市町村民税の納付(第4期分) 納期限…1月中において市町村の条例で定める日
- ★29年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付 納期限…1月10日(年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月22日までに納付)
- ★29年11月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税) 申告期限…1月31日
- ★2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税) 申告期限…1月31日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税) 申告期限…1月31日
- ★5月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分) 申告期限…1月31日
- ★消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税) 申告期限…1月31日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(9月決算法人は2カ月分)(消費税・地方消費税) 申告期限…1月31日
- ★給与支払報告書の提出
 - (1)提出期限…1月31日
 - (2)提出義務者…1月1日現在において給与の支払をしている者で、給与に対する所得税の源泉徴収義務がある者
 - (3)提出先…給与の支払を受けている者の住所地の各市町村長

一 労 務

- ★健保・厚保の保険料の納付 納期限…1月31日

新年を迎えて

明けましておめでとうございます。旧年中は格別のお引き立てを賜り、心より御礼申し上げます。▼2018年はどのような年になるのでしょうか。昨年、我が国の経済は円安や原油安の恩恵もあり、大手を中心とした緩やかな回復基調が続きました。しかし、大手企業が収益を改善する一方で、地域経済や中小企業においては、長期化する深刻な人手不足、個人消費の回復の遅れなどにより、依然として景況感の好転を実感できる状

況には至っていないようです。

▼政府・与党は、2018年度税制改正で中小企業支援策を拡充し、全企業数の99%を占める中小企業の経営を後押しし、地域経済の活性化につながる方針です。変化が激しく、変化のスピードが想像出来ない現代ですが、こんな時代こそ、企業家精神を大いに発揮し、新しい年を飛躍の年としたいものです。▼本年が皆様にとりまして素晴らしい一年になりますようご祈念申し上げます。